

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「中期目標期間の業務実績の状況は、平成16～19年度までの評価では、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の項目で中期目標の達成状況が「非常に優れている」ほか、それ以外の項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であったが、平成20、21年度の状況を踏まえた結果、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。」</p> <p>【申立内容】 〔1〕 【修正文案】の通り変更願いたい。 〔2〕 【修正文案】を、業務運営の特記事項として追加願いたい。</p> <p>【修正文案】 〔1〕「中期目標期間の業務実績の状況は、<u>「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の項目で中期目標の達成状況が「非常に優れている」</u>ほか、それ以外の項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。」</p> <p>〔2〕<u>「業務運営については、教員について、「教員活動評価の基本方針」等による教員活動評価を勤務実績評価として人事考課を実施し、昇給・勤勉手当等に反映している。また、事務職員等について、能力評価、プロセス評価、目標達成度評価を考課項目として人事考課を実施し、昇給・勤勉手当等に反映している。」</u></p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p> <p>なお、人事評価の結果を処遇へ反映させることについては、処遇反映の状況を学長が的確に把握する仕組みや、処遇反映の効果等を検証し、継続的に見直し、改善を図ることが強く求められる。</p>

【理由】

〔1〕、〔2〕については、教員の教員活動評価並びに事務職員の人事考課の実施及びこれらを昇給・勤勉手当に反映した取組が、平成16～19年度の業務実績評価において、先進的な取組として評価され、これらの取組は、平成20、21年度においても引き続き実施しております。

平成16～19年度の業務実績評価で、先進的な取組として評価された業務実績を引き続き実施している場合においては、平成16～21年度の中期目標期間中に係る業務実績評価においても、平成16～19年度の業務実績評価と同様の評価がなされるべきであることから、【修正文案】のとおり、意見を申し立てるものです。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 [1] 「平成16～21年度の実績のうち、下記の事項が注目される。 ○平成20年度の経営協議会の審議において、審議すべき事項が報告事項として扱われていた事例があったことについては既に改善が図られているものの、今後とも適切な審議を行うことが期待される。」 [2] 「【評定】 中期目標の達成状況が良好である (理由) 中期計画の記載37事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるほか、<u>上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u>」</p> <p>【申立内容】 [1] 【修正文案】の通り変更願いたい。 [2] 【修正文案】の通り変更願いたい。 [3] 【修正文案】を、特記事項として追加願いたい。</p> <p>【修正文案】 [1] 「平成16～21年度の実績のうち、下記の事項が注目される。 ○平成20年度の経営協議会の審議において、審議すべき事項が報告事項として扱われていた事例があったことにつ</p>	<p>【対応】 [1] 原案のとおりとする。 [2]、[3] 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 [1] 経営協議会の審議については既に改善が図られていることは理解するが、今後とも適切な審議を行うことが期待されるため。 [2]、[3] 前述のとおり。</p>

いては既に改善が図られている。今後とも適切な審議を行うことが期待される。」

〔2〕 「【評定】中期目標の達成状況が非常に優れている

(理由) 中期計画の記載37 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるほか、教職員評価の処遇への反映の取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。」

〔3〕 「○ 教員について、「教員活動評価の基本方針」及び「教員活動評価の実施要項」による教員活動評価を勤務実績評価として人事考課を実施し、昇給・勤勉手当等に反映している。また、事務職員等について、能力評価、プロセス評価、目標達成度評価を考課項目として人事考課を実施し、昇給・勤勉手当等に反映している。」

【理由】

〔1〕については、既に改善が図られていることから、【修正文案】のとおり変更願うものです。

〔2〕、〔3〕については、「1 全体評価」に関する申立てについて述べた理由と同様であり、それぞれ【修正文案】のとおり再考願いたく、意見を申し立てるものです。

なお、業務実績の評定の変更を行う場合は、詳細な評定理由が示されないと、業務の検証及び今後の業務の改善に資することができないので、詳細な評定理由の記載を要望いたします。